

転出に関するおもな手続き

マイナポータル
「ぴったりサービス」
からオンライン申請が
できます！



市公式LINEからオンラ
イン申請ができます！



各市民センターでも
手続きができます！
(※福光市民センターは
一部異なります)



下記に該当されますか？ 該当される手続きの□にチェックをお願いします。		手続き	必要なもの	オンライン 申請	担当
住所 戸籍	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードをお持ちの方	・転出先で手続き ・日本国籍で国外転出の方はカード継続利用/返納 ※転出予定日の前日までに手続きが必要です ※外国籍の方はカードの返納	・マイナンバーカード ※暗証番号必要		市民課 SC
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録をされている方	・印鑑登録証の返却 ※転出予定日で登録廃止になります	・印鑑登録証		
保険 年金	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・健康保険の資格確認書、各種認定証返却（お持ちの方） ・負担区分等証明書交付（70歳から74歳までの方） 修学のための転出や転出先が病院や施設の方はお知らせください	・健康保険の資格確認書 ・限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など（お持ちの方）		
	<input type="checkbox"/> 後期高齢医療制度に加入している方 （県外に転出される方）	・負担区分証明書交付（転出先に提出） ※転出先が病院や施設の方はお知らせください	・健康保険の資格確認書 ・限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など（お持ちの方）		
	<input type="checkbox"/> 国外転出される方で、国民年金に加入している方	・国民年金の任意加入届 ※希望者のみ	・年金手帳または基礎年金番号通知書またはマイナンバーカード		
介護	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証をお持ちの方 （65歳以上の方、要介護認定を受けている方）	・介護保険被保険者証等の返却（要介護認定を受けている方） ・介護保険受給資格証明書の交付 転入日から14日以内に転入申請が必要です	・介護保険被保険者証（お持ちの方） ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証		地域包括ケア課・ふくし総合窓口 SC
	<input type="checkbox"/> 住所地特例施設（特別養護老人ホーム等）へ転出の場合	引き続き、砺波地方介護保険組合の介護保険に加入となります	・介護保険被保険者証（お持ちの方） ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証		
障がい	<input type="checkbox"/> 障害の手帳をお持ちの方	・各種手帳の住所変更手続き ※転出先によって手続きが異なるため 福祉課（0763-23-2009）へご連絡ください	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神保健福祉手帳		福祉課 SC
	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証（更生・育成・精神）をお持ちの方 ※県外へ転出する方	※転出後の都道府県で申請すれば、受給者証を引き継ぐことが可能ですので、申請方法は転出先の市区町村でお問い合わせください	※転出先によって手続きが異なるため 福祉課（0763-23-2009）へご連絡ください		転出先市区町村
	<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者等の医療費受給資格者証をお持ちの方（重度・軽度・一部負担金還付）	・重度心身障害者等医療費受給者証または一部負担金還付該当者証の返却（お持ちの方）※住所変更手続きが必要な場合があります	・重度心身障がい者等の医療費受給資格者証（重度・軽度・一部負担金還付）		
こども	<input type="checkbox"/> 保育園を退園する方	・保育園の退園届	保育園とこども課（0763-23-2010）へご連絡ください		保育園とこども課
	<input type="checkbox"/> 小学校・中学校を転校する方	・転校の手続き ※教育総務課（0763-23-2012）、現在通っている学校、転校先の学校に事前連絡してください	・在学証明書 ・教科書給与証明書		学校と教育総務課
	<input type="checkbox"/> 児童手当を受給している方	・新住所地への連絡票の発行 ※転出先の新規申請は、転出予定日の翌日から起算して15日以内に手続きしてください ※受給者のみ、または、お子さんだけの転出の場合はお知らせください			こども課 SC
	<input type="checkbox"/> こども医療費受給資格証をお持ちの方	・受給資格証の返却	・こども医療費受給資格証		
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等に該当する方	・受給資格証の返却 ・児童扶養手当変更届または児童扶養手当喪失届	・ひとり親家庭等医療費受給資格証		
その他	<input type="checkbox"/> 水道の使用をやめる方	・水道使用中止届 ・水道の使用者、所有者変更（必要な方）	・閉栓手数料（2,000円）		上下水道課 SC
	<input type="checkbox"/> 市営住宅を退去される方	・都市整備課 住宅政策係（0763-23-2021）に事前にご連絡ください			都市整備課
	<input type="checkbox"/> 犬を飼っている方	・犬が市内に残る、または飼い主が変更になる場合は、届出が必要			市民協働課 SC



南砺市役所

住所：南砺市荒木1550番地
電話番号：0763-23-2003（代表）

窓口受付時間：9時～16時
（土曜・日曜・祝日、国民の休日、12/29～1/3はお休みです）

関連部署

- 市民課・こども課・ふくし総合窓口（南砺市役所 本館1階）
- 都市整備課・市民協働課・上下水道課（南砺市役所 本館2階）
- 教育総務課（南砺市役所 別館4階）
- 福祉課・地域包括ケア課（南砺市北川166-1 南砺市地域包括ケアセンター内）

南砺市公式ホームページ
<http://www.city.nanto.toyama.jp>

南砺市子育てガイドブック「すこやか」南砺市で子育てされる方を応援する様々な情報を公開しています！

市公式LINEではごみの出し方、水道の手続きなど、暮らしに役立つ情報をお届けしています。



2026.4.1版

手続チェックシート

転出

南砺市から引越しされる方へ



転出届

- 新しい住所にお住まいになる**14日前から受付していただきます**。マイナンバーカードとスマートフォンをお持ちの方は、オンラインでの手続きも可能です。

※転出届のオンライン手続きについて→

◆新しく住まれる住所地（市町村）での手続き◆
住み始めてから14日以内に「転出証明書（またはマイナンバーカード）」を持って転入届をしてください。



マイナポータル

《届出に必要なもの》

- 新しい住所がわかるもの
- マイナンバーカード（お持ちの方）
- 外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

関連する手続きは内側にあります。
必要書類がそろわないときは、
後日改めてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください。

本人確認書類

手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認の書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの＞



マイナンバーカード 運転免許証

そのほか

- 在留カード ・ 障害者手帳 ・ パスポート
- 官公署発行の顔写真付きの免許証、資格証など

確認に
2点が
必要なもの

- 健康保険の資格確認書
- 介護保険証
- 医療受給者証
- 年金手帳 ・ 年金証書
- 学生証、社員証（顔写真付き）など

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうかは、対象者との関係や委任状等により確認させていただきます。手続きの種類によっては、代理人不可のものがあります。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。